

2 疾病予防対策の促進 1（栄養改善）

健康づくりに関する施策の基礎資料とするために調査を行うとともに、特定多数人に継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対する栄養管理指導及び栄養士の教育研修等を通じて資質の向上を図ることにより、市民の栄養摂取状況の改善を図る。

また、栄養相談や食環境の整備を行うことにより、市民が良好な食生活を実現できるように支援する。

(1) 食育の推進（平成18年度開始 4,075千円 市単独）

市民の価値観やライフスタイルの多様化などにより、食を取り巻く環境が大きく変化し、「食」に対する意識の低下や食習慣の乱れなどの問題が顕在化している。

本市では、これまでも保健・福祉，教育，農務の分野において、食に関する取組を行ってきたが、今後は、行政，民間，地域，企業，家庭が連携を図りながら「食育」をより一層推進する。

①宇都宮市食育推進計画（平成18年度策定）

【計画策定の趣旨】

食育基本法，食育推進基本計画や県の食育推進計画の趣旨を踏まえ、食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定。

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法第18条	健康増進課健康づくりグループ

②食育推進会議

【設置目的】

食育の推進に関し、宇都宮市における食育推進計画を作成し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進する。

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法第33条 宇都宮市食育推進会議条例 宇都宮市食育推進会議規則	健康増進課健康づくりグループ

③宮っこ食育応援団

【事業の趣旨】

「宇都宮市食育推進計画」に基づき、行政と関連団体等が連携・協働し、市民の食育活動に取り組むため、地域や保育園，学校，職場等において、積極的に食育の推進に取り組む団体等を「宮っこ食育応援団」として募集し、登録する。

また、市のホームページに、食育応援団に関する情報を掲載し、家庭や地域，学校等の食育の取り組みを支援する。

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法第10，19～25条	健康増進課健康づくりグループ

④食育関連事業

《実績》

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
宮っこ食育応援団登録数		66団体	68団体	68団体
幼稚園等における食育講座（※1）	実施回数	10回	10回	13回
	参加人数	1,241名	1,070名	389人
妊婦対象の食育講演会（※2）	実施回数	2回	1回	4回
	参加人数	59名	15名	66人
親子の食育講座	実施回数	—	1回	3回
	参加人数	—	32名	71人
離乳食から始まる食育教室	実施回数	—	—	11回
	参加人数	—	—	511人
朝食コンクール	応募点数	398点	338点	259点
	応募人数	398人	338人	262人
食育指導者研修会	実施回数	—	—	1回
	参加人数	—	—	59人

（※1）平成22年度は、対象と講座内容を変更

（※2）平成22年度は、講演会から調理実習に手法を変更

(2) 食育フェア（予算：7,400千円 うつのみや食育フェア実行委員会交付金）

【開催概要】

宇都宮市は、平成19年3月に「宇都宮市食育推進計画」を策定し、「食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育み、人間力の向上を図る」ことを基本理念とし、生きるうえでの基本となる食育に全市を挙げて取り組んでいる。

市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、家庭、地域、学校、企業における食育の取組を紹介することや、体験の機会を提供することを通じて、市民に食育の重要性を理解し実践してもらうため開催する。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
来場者数	25,000人	30,000人	35,000人	38,000人	40,000人

(3) 国民健康・栄養調査の実施（平成8年度保健所開設時開始 予算：国10/10 952千円）

【事業の目的・内容】

国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。

根拠法令等	主管課・グループ
健康増進法第10条第1項、第3項、第11条第1項、第12条第1項 健康増進法施行規則第1条、第2条、第3条、第4条	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

調査実施状況

平成20年度		平成21年度		平成22年度				
築瀬町		宮の内2丁目		羽牛田町・雀宮町/西の宮1丁目				
被調査世帯数	5	被調査世帯数	15	被調査世帯数	30			
被調査者数	栄養摂取状況	17	被調査者数	栄養摂取状況	45	被調査者数	栄養摂取状況	80
	身体状況調査	16		身体状況調査	40		身体状況調査	57
	血液等検査	6		血液等検査	14		血液等検査	32
	歩数計調査	8		歩数計調査	32		歩数計調査	69
	生活習慣調査	6		生活習慣調査	49		生活習慣調査	70
調査実施日	11月18日	調査実施日	11月17日	調査実施日	11月11・24日			

※ 調査地区は、国が指定し、対象者に協力を得て実施

(4) 給食施設に対する栄養管理指導の実施

(平成8年度保健所開設時開始 予算：371千円 市単独)

【事業の目的・内容】

特定かつ多数人に対して継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対し、給食施設の状態を把握し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うことにより、給食施設における栄養管理の徹底を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第18条第1項、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条 健康増進法施行規則第5条、第6条、第7条	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

① 「給食施設開始（再開）届」等受理状況及び「管理栄養士必置指定（取消）通知書」の交付状況

年 度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
施設の種類		特 定 給食施設	その他の 給食施設	特 定 給食施設	その他の 給食施設	特 定 給食施設	その他の 給食施設
届出受理	給食施設開始（再開）届	8	2	12	3	16	7
	給食施設変更届	120	20	32	7	57	20
	給食施設休止（廃止）届	9	3	4	1	5	9
管理栄養士必置指定通知書交付		0	—	0	—	0	—
管理栄養士必置指定取消通知書交付		0	—	0	—	0	—

② 給食施設数（平成23年4月1日現在）

	特定給食施設			その他の給食施設		合計
	管理栄養士 必置指定施設	1回300食又は 1日750食以上	1回100食又は 1日250食以上	1回50食又は 1日100食以上	1回50食かつ 1日100食未満	
学 校	0	80	28	3	1	112
病 院	7	2	15	7	1	32
介護老人保健施設	0	0	9	0	0	9
老人福祉施設	0	0	9	21	5	35
児童福祉施設	0	0	43	31	0	74
社会福祉施設	0	0	1	8	3	12
事業所	2	10	22	7	3	44
寄宿舎	0	0	0	2	1	3
矯正施設	0	0	1	0	0	1
自衛隊	1	0	1	0	0	2
一般給食センター	1	6	0	1	0	8
その他	0	0	1	3	3	7
合 計	11	98	130	83	17	339

※ 特定給食施設 1回100食又は1日250食以上の食事を供給する給食施設
給食施設数は届出のある施設のみ

③ 栄養管理研修会実施状況

開催日	内 容	対象施設	参加施設数
6月21日	(1) 講話 「日本人の食事摂取基準（2010年版）の 給食施設での活用について」 講師：大阪市立大学大学院 生活科学研究科教授 由田克士氏	学校，児童福祉施設，老 人福祉施設，幼稚園，社 会福祉施設，事業所，寄 宿舎，矯正施設，自衛隊 ，一般給食センター ※その他食育指導者	120施設 140人

④ 給食業務従事者研修会

開催日	内 容	対 象	参加者数
3月4日	(1) 講話「給食施設における衛生管理について」 講師 宇都宮市保健所生活衛生課 食品衛生監視員 (2) 講話「食事バランスガイドと活用について」 講師 宇都宮市保健所健康増進課 栄養指導員	直営給食施設で給 食の調理業務を行 っている者（学校及 び市立保育園を除 く90施設対象）	50人

⑤ 巡回指導実施状況

		特定給食施設			その他の給食施設		計
		管理栄養士 必置指定 施設	1回300食 又は 1日750食 以上	1回100食 又は 1日250食 以上	1回50食 又は 1日100食 以上	1回50食 かつ 1日100食 未満	
平成 20 年度	常勤栄養士配置あり	7	5	28	5	0	45
	非常勤栄養士配置あり 栄養士配置なし	0	3	8	0	0	11
	計	7	8	36	5	0	56
平成 21 年度	常勤栄養士配置あり	1	2	23	4	0	30
	非常勤栄養士配置あり 栄養士配置なし	0	4	4	1	0	9
	計	1	6	27	5	0	39
平成 22 年度	常勤栄養士配置あり	3	5	15	24	3	50
	非常勤栄養士配置あり 栄養士配置なし	0	0	3	4	3	10
	計	3	5	18	28	6	60

⑥ 個別相談実施状況（平成17年度開始）

	特定給食施設			その他の給食施設		合計
	管理栄養士 必置指定施設	1回300食又は 1日750食以上	1回100食 又は 1日250食 以上	1回50食 又は 1日100食 以上	1回50食 かつ 1日100食 未満	
平成20年度	0	0	12	2	0	14
平成21年度	0	3	5	8	0	16
平成22年度	0	2	3	6	0	11

(5) 食品の栄養表示等に関する相談(平成8年度保健所開設時開始 予算措置なし)

【事業の目的・内容】

栄養表示等の表示に関する相談に対し、適正な表示について必要な指導及び助言を行うことにより、表示の適正化を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法第31条, 第31条の2, 第32条の2 ・「栄養表示基準等の取扱いについて」(平成8年5月23日 衛新第46号) ・「栄養表示基準の活用のための相談指導業務等について」(平成12年3月30日 健医地生発第22号・衛新第18号) ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について」(平成15 	健康増進課 健康づくりグループ

年8月29日 薬食発第0829007号) ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項について」（平成15年8月29日 食安基発第0829001号・食安監発第0325001号）	
--	--

《実績》

年度	18	19	20	21	22
相談件数	9	18	7	13	13

(6) 栄養士育成事業の実施

【事業の目的・内容】

栄養士の免許に関する申請の受理及び交付を行うと共に、各職域及び地域において栄養指導の担い手となる栄養士の資質の向上を図り、住民の栄養改善に資する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、栃木県栄養士法施行細則 栃木県知事の権限に属する処理の特例に関する条例第2条 健康増進法第3条、地域保健法第3条 「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」（平成20年10月10日健習発第1010001号）	健康増進課 健康づくりグループ

《実績》

① 栄養士免許・管理栄養士免許申請受理及び交付件数（県の経由事務）

申請受理・ 交付件数	栄養士免許			管理栄養士免許		
	新規	訂正・書換え	再交付	新規	訂正・書換え	再交付
平成20年度	55	27	3	11	16	1
平成21年度	73	14	4	11	14	0
平成22年度	62	22	3	27	8	2

② 管理栄養士課程履修学生指導

管理栄養士業務は、実際に生活し、人間の自立した食生活や健康を維持するための栄養ケアを支援することに重点が置かれ、その実践力を身につけることが出来るよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
栄養士法第1条 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（平成14年4月1日14文科高27健発0401009号）	健康増進課 健康づくりグループ

《実績》

年度	学校数（校）	学生数（実人数）
平成18年度	1	5
平成19年度	2	4
平成20年度	2	2
平成21年度	3	7
平成22年度	4	5

(7) 病態別栄養相談の実施（平成8年度保健所開設時開始 予算：457千円 市単独）

【事業の目的・内容】

生活習慣病等慢性疾患の病態に応じた栄養相談を実施し、疾病の病状改善及び合併症予防を図るとともに、本人及び家族が食生活を中心とした疾病管理ができることを目的とする。

また、難病の患者及び家族からの相談に応じ、食生活の不安を軽減し、生活の質の向上を図ることを目的とする。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第18条第1項, 第19条	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

① 個別相談

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回数	110	122	40	89	95
延人数	210	255	130	137	140

※実施場所

平成16～18年度 宇都宮市保健所, 宇都宮市保健センター

平成19年度 宇都宮市保健所, 宇都宮市保健センター, 上河内保健センター

平成20年度 宇都宮市保健所

平成21年度～ 宇都宮市保健所, 宇都宮市保健センター

(8) 食生活改善事業の実施（平成8年度保健所開設時開始 予算：169千円 市単独）

【事業の目的・内容】※ 平成20年度事業内容見直しのため実績なし

食生活に関するパネル展等を実施し、食生活に関する正しい知識の普及、情報の提供に努め、市民自らが行う健康づくり及び食生活の改善を支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食育基本法第10, 19～25条 健康増進法第3, 17条	健康増進課健康づくりグループ

《実績》

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
パネル展実施回数	3	3	2

※パネル展は、1回の実施につき約1週間程度のパネル展示を実施。

(9) 健康づくり協力店促進事業（平成15年度開始 予算：食育の推進に統合 市単独）

【事業の目的】

食生活の多様化、外食の機会の増加等に伴い、家庭における食事だけではなく、外食や調理済み食品等も含めた食生活への配慮が必要になってきている。飲食店等が、「栄養成分表示」や「健康に配慮したメニュー」などを行う健康づくり協力店を確保し、市民が適切な健康・栄養情報を得て、健康管理がしやすくなるよう食環境の整備を進めることで、健康の維持・増進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について (H20 健習発第1010001号)	健康増進課健康づくりグループ
外食料理の栄養成分表示ガイドラインの普及について (H2 健医健発107号)	

《実績》

年度	事業説明実施回数	健康づくり協力店登録店舗数
平成18年度	10回	10店
平成19年度	13回	12店
平成20年度	—	12店
平成21年度	—	12店
平成22年度	—	12店

(10) 宇都宮市保健センター栄養相談の実施

(平成2年度開始 予算：17千円 一部国1/3, 県1/3, 市1/3)

※平成18年度より老人保健事業から移行

【事業の目的・内容】

保健センター開館当初から、市民の栄養に関する個別の相談に対して、適切な指導・助言を行い、より一層の健康の保持増進を図るために実施している。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 母子保健法 9条, 10条 老人保健法 第15条 (~19年度)	健康増進課保健センター

《実 績》

年度	開催回数	来所	電話
平成18年度	296回	345人	210人
平成19年度	295回	376人	227人
平成20年度	294回	675人	239人
平成21年度	292回	560人	202人
平成22年度	294回	532人	271人